

インドネシアにおける 知的財産関係機関調査について

第一東京弁護士会会員
松井 真一
Matsui, Shinichi

2014年11月17日から19日までの3日間、インドネシア共和国の首都ジャカルタにおいて、日弁連知的財産センター（以下「知財センター」という。）と弁護士知財ネット（以下「知財ネット」という。）との合同プロジェクトとして、同国の中的財産関係機関調査が行われた。日本から9名、またインドネシアにおいて現在執務を行っている弁護士、インドネシアで執務後現在シンガポールにおいてインドネシア法実務に携わっている弁護士も含め、知的財産権やインドネシア法その他涉外実務に精通した総勢13名の弁護士が、知財ネット理事長小松陽一郎弁護士及び知財センター委員長伊原友己弁護士の呼びかけで集まって調査団を構成したものである。弁護士知財ネットの国際チームのメンバーである筆者は、プロジェクト・リーダーとして今回の合同プロジェクトに参加する機会を得たことから、知的財産関係機関調査の経緯及び概要について、以下簡潔に報告を行う。

知財センターにとっては、2013年のタイ王国の首都バンコクでの4名の弁護士による初めての知的財産関係機関調査に続く、2回目の外国における知的財産関係機関調査であり、前回を超える大きな規模での本格的な調査となった。また、知財ネットとしては、2014年9月に立ち上げられた国際チームの最初の大きなプロジェクトとなり、今後の日本の弁護士による、外国の知的財産関係機関との協力の形を模索する第一歩となった。

インドネシアは、ASEAN（東南アジア諸国連合）の本部も置かれ、BRICS（ブラジル、ロシア、インド及び中国）に次ぐ目覚ましい高度経済成長を遂げている国の一つである。現在、世界第4位、東南アジア最大の約2億5,000万人の人口を有する、生産・消費の両面を含む、将来のさらなる発展が期待される東南アジアの中

心国でもある。また、東南アジアの中でも親日本として知られ、2011年からASEAN日本政府代表部も開設されるなど、両国の関係は年々強いものとなっている。

民間レベルにおいても、中国の経済成長や政治的な問題、またタイの洪水問題などを契機に、豊富な石油・天然ガス等の資源を背景に、安い労働力を求める製造業、石油・資源系の日系企業による東南アジアの生産拠点としての主要な進出先となっている。さらに、前記の東南アジア最大の約2億5,000万人の人口と、ジャカルタを中心とする近年の高度経済成長によって、インドネシアの現在また将来の国内消費の成長を期待して、日系の飲食業、小売業の進出も目立ってきている。

このような両国間の強い経済的結びつきが顕著となっている中で、日本で得られるインドネシアの知的財産権法その他の法実務に関する情報は必ずしも多くはなく、日本企業の進出等における一つのリスク・ファクターとなっているのではないかという懸念があった。これに加えて、2014年9月にはインドネシア著作権法が改正され、現在は商標法改正作業が進行していることから、その最新の状況を確認することも含め、今回の調査対象としてインドネシアが選ばれたものである。また、2014年10月20日には、ジョコ・ウイドド・ジャカルタ特別州知事が大統領として新政権を発足させたばかりであり、新政権発足による知的財産権保護への影響も一つの関心事項となった。

インドネシアの関係機関訪問にあたっては、最高裁判所行政局、法務省法務総合研究所国際協力部、独立行政法人 国際協力機構（JICA）等、国内の対応する関係機関からの多くのご紹介、情報提供その他のご協力をいただくことが

できた。中でも、特許庁からJICAの専門家として出向され知的財産権総局（DGIPR）に派遣されている長橋良浩氏には、日程調整、情報提供、現地における同行を含め多大なご協力をいただいた。そのため、当初訪問予定と関係機関との日程調整に大いに労力を必要とすると懸念していたが、長橋氏をはじめとする関係者のご厚意・ご協力により、そもそもプロジェクト・リーダーとしての役割の大きな部分である訪問日程の調整が短期間に終了したことは極めて幸運であった。

訪問日程の確定後、調査団の弁護士は、それぞれに特許権・著作権・商標権など役割分担を行った上、日本で得られるインドネシアの知的財産権法の資料を中心に情報を共有して検討した後、インドネシア知的財産権法実務における疑問点を出し合い、これらを精査して事前に質問事項や関連資料を用意した。その後、それら質問事項や関連資料の英語訳及びインドネシア語訳を作成した上で、関係機関に事前に送付した。これらの事前準備を通じて、特許権・著作権・商標権などのそれぞれの分野における、調査団に所属するメンバー自身の問題意識を明確にすることことができたとともに、限られた日程の中で、単なる表敬訪問に終わることなく、これまで書籍・雑誌等の情報では十分に得られない点についても、裁判官・弁護士・知的財産権総局の専門家からの実務的な情報収集ができたものと感じている。

例えば、民事における知的財産権に関連する事件は、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、メダン、マカッサンの全5か所の一般に商務裁判所と呼ばれる商事特別法廷のみが第一審の専属裁判所となり、外国当事者が原告又は被告となる事件は、実務上ジャカルタの商事特別法廷のみが扱っている。主な事件は、商標権と著作権に関するものであり、特許権や意匠権の事件はわずかしかないとのことであった。それぞれの実体法において、事件処理に要する日数が法定されており、特許事件は180日以内、その他の

知的財産事件は90日以内であるが、これらを超えて罰則等はない。この法定の事件処理日数が暦日ではなく裁判所の業務日であること、最高裁判所の長官の許可を取得すれば30日間の延長が可能であること、外国当事者が被告の事案についての特別措置を認める規定はないが柔軟な運用の可能性もあること、外国送達の有効性を争う場合にも事件処理日数に含まれることなどが質疑応答の中で明らかになった。また、知的財産権に関連する事件は2審制であり、商事特別法廷からの上訴は最高裁判所に係属し、最高裁判所での知的財産事件の事件処理日数も特許事件は180日以内、その他の知的財産事件は90日以内である。最高裁判所が証拠調べや事実認定を行うことも制度上は可能であるとのことであるが、事件処理日数の制約もあり、実務的には証拠調べや事実認定は、原則として商事特別法廷のみで行われる。なお、商標の類否判断といった法的評価についても、受訴裁判所が自身で法的判断を行うというものではなく、当事者双方から提出される専門家意見書のいざれを採用するのかというような審理実態である点も興味深いところと言える。さらに、最高裁判所は、2012年に仮決定と保証金の制度を制定したが、日本とは異なり、保証金額が仮決定の対象と同額で、仮決定が取り消された場合に全額が相手方に支払われて返還されないため、その実例はあまりないこと等が収集された実務的な情報の一例である。

今回の合同プロジェクトは、今後の日本の弁護士による、外国の知的財産関係機関との協力の形を模索する第一歩とはなったが、協力の継続、また情報のアップデートなど今後検討すべき課題も改めて浮き彫りになった。なお、今回の合同プロジェクトの成果であるインドネシア知的財産権法実務の調査結果の詳細については、一般財団法人経済産業調査会の発行する「月刊知財ぶりずむ」の2015年1月号～3月号に報告書が掲載されているので、ご参照いただければ幸いである。

〔弁護士知財ネット国際チームプロジェクト・リーダー〕